

令和7年度群馬県林業講師派遣プログラム (高性能林業機械等オペレーター育成) 業務委託プロポーザル公募要領

1 目的

林業の現場技術者の技術・技能の習得に必要となる「認知」・「判断」・「操作」の各要素の能力を向上させるための新たな林業従事者の育成対策（研修プログラムやカリキュラム）を検証するため、現場の専門性に特化した講師を林業事業体及び林業経営体（以下「林業事業体等」という）に派遣し、マンツーマンで丁寧な現場指導が可能となる個別指導型の研修を試行的に実施するものである。

今回、高性能林業機械等オペレーター育成をテーマとし、研修プログラムの立案、研修の運営、研修プログラムの検証について林業事業体等からの企画提案を公募する。

2 募集業務

令和7年度群馬県林業講師派遣プログラム事業実施要領に基づき設定する研修テーマのうち下記の3つの高性能林業機械等オペレーター育成に関する研修とする。

なお、事業者は下記研修テーマ毎に選定する。

- (1) 高性能林業機械等オペレーター育成（短期・新人）
 - ・別紙1 令和7年度群馬県林業講師派遣プログラム（高性能林業機械等オペレーター育成・短期新人）業務委託仕様書のとおり（詳細は選定された事業者と協議の上決定）
- (2) 高性能林業機械等オペレーター育成（長期・新人）
 - ・別紙2 令和7年度群馬県林業講師派遣プログラム（高性能林業機械等オペレーター育成・長期新人）業務委託仕様書のとおり（詳細は選定された事業者と協議の上決定）
- (3) 高性能林業機械等オペレーター育成（中堅）
 - ・別紙3 令和7年度群馬県林業講師派遣プログラム（高性能林業機械等オペレーター育成・中堅）業務委託仕様書のとおり（詳細は選定された事業者と協議の上決定）

3 見積限度額

- (1) 見積限度額は、以下の金額を上限とする。
 - ア 高性能林業機械等オペレーター育成（短期・新人）
500,000円（消費税及び地方消費税を含む）
 - イ 高性能林業機械等オペレーター育成（長期・新人）
1,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）
 - ウ 高性能林業機械等オペレーター育成（中堅）
500,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- (2) 共通事項
 - ・消費税及び地方消費税の税率は10%として積算すること。
 - ・この見積限度額は、あくまで本プロポーザルにおける企画提案書作成のための積算条

件の一つであり、この範囲内で積算すること。

- ・応募に要する経費は提案者の負担とする。
- ・採用された事業者におかれては、採用された企画提案に基づき、業務内容を協議・調整の上、再度見積りを依頼する。

4 契約期間

契約締結の日から令和8年3月20日（金）まで

5 応募資格

森林組合及び意欲ある林業経営者等で、次の要件を全て満たしていること。

- ・群馬県内に活動拠点本店、または支店を構える者であること
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること
- ・破産宣告を受け復権していない者でないこと
- ・銀行取引停止処分を受けている者でないこと
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立がなされている者でないこと
- ・群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと
- ・暴力団又は暴力団員でないこと
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと
- ・国税及び地方税等を滞納している者でないこと
- ・本委託業務を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ当該事業を円滑に遂行するためには必要な経営基盤を有している者であること

6 スケジュール

- | | |
|-------------|----------------------------|
| （1）企画提案募集 | 令和7年12月15日（月）～令和8年1月16日（金） |
| （2）質問受付 | 令和8年 1月 8日（木）午後5時必着 |
| （3）質問への回答期限 | 令和8年 1月 13日（火）午後5時まで |
| （4）応募期限 | 令和8年 1月 16日（金）午後5時必着 |
| （5）審査 | 令和8年 1月 20日（火） |
| （6）事業者決定 | 令和8年 1月 23日（金）・・・予定 |

7 質問受付

企画提案に係る質問がある場合は、次のとおり受け付けるものとする。

- （1）受付期間 令和7年12月15日（月）～令和8年1月8日（木）17時必着
- （2）提出方法

- ・質問票（様式7）を電子メールにより送信
- ・提出先：e-mail：rinshin@pref.gunma.lg.jp
- ・件名：「令和7年度群馬県林業講師派遣プログラム（高性能林業機械等オペレーター育成）業務委託+（研修テーマ）に係る質問について+（事業者名）」とする。
※「11問い合わせ先」まで電話にて必ず到達確認をすること。

（3）質問に対する回答について

質問内容と回答は令和8年1月13日（火）までに県ホームページに掲載する。

8 企画提案書の提出

本公募への参加を希望する事業者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

（1）提出書類

- ア 企画提案書表紙（様式1）
- イ 企画提案書本体（様式自由）
- ウ 業務実施体制表（様式2）
- エ 費用見積書（様式3）

※宛名は、「群馬県知事 山本一太」とし、内訳には各経費の単価、消費税及び地方消費税を明記すること。

※積額が上記3の見積限度額を超えた場合は失格とする。

- オ 「群馬県の事務事業からの暴力団排除に関する要綱」に係る誓約書（様式4）
- カ 消費税の「課税事業者届出書」又は「免税事業者届出書」（様式5、6）
- キ 法人登記簿謄本（3か月以内に発行されたもの。コピー可）

※令和6・7年度工事請負資格者名簿や物件等購入契約資格者名簿に登載されている者は オ、キを省略できる。

（2）提出方法

- ・電子メールにより送信すること。なお、1回の送信のファイルサイズは7MB 以内とする。
- ・提出先：e-mail：rinshin@pref.gunma.lg.jp
- ・件名：「令和7年度群馬県林業講師派遣プログラム（高性能林業機械等オペレーター育成）業務委託+（研修テーマ）に係る企画提案書+（事業者名）」とする。
※「11問い合わせ先」まで電話にて必ず到達確認をすること。

（3）提出期限 令和8年1月16日（金）17時（必着）

（4）提出書類の取扱い

- ・提出書類は、返却しない。
- ・提出書類は、この募集に関する事務以外の目的では使用しない。
- ・提出書類は、審査の必要上、複製を作成することがある。

（5）その他注意事項

- ・提出期限後の事業者の都合による追加書類の提出、再提出及び差し替えは、一切認

めない。

- ・事業者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画案を無効にし、契約締結後に判明した場合には、契約を解除することがある。また、これにより県が損害を被った場合には、賠償を請求することがある。
- ・提出後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに、その旨書面にて提出をすること。
- ・このプロポーザルの参加に係る手続、提出書類で使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とすること。

9 審査

県において、企画提案書の内容を審査する。審査は書類審査のみとし、事業者からのプレゼンテーションは実施しない。ただし、審査する上で必要が生じた場合に、ヒアリング等を実施することがある。

なお、審査項目（別表審査項目及び配点参照）は次のとおりとする。

- ・趣旨、目的の理解に関する事（事業の趣旨及び仕様書の内容に関する理解）
- ・企画提案内容に関する事（企画力、実現性・具体性、オリジナリティ）
- ・実施体制等に関する事（業務遂行能力、業務への熱意・意欲、事業実績）
- ・積算に関する事（見積金額の妥当性）
- ・研修の実用性に関する事（効果検証、実用性）

10 契約

- ・前記9において決定された者を、優先交渉者とする。
- ・企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、県との交渉で決定する。
- ・優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合がある。
- ・委託により作成された成果物に関する全ての権利は、群馬県に帰属する。
- ・受託者が、契約に違反したとき又は履行が不完全であったときは、契約を解除することがある。この場合において、受託者の損害を補償することはしないものとする。

11 問い合わせ先

- ・群馬県 環境森林部 森林局 林業振興課 生産力強化係（担当：荒井）
- ・〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- ・電話 027-226-3235
- ・FAX 027-223-0154
- ・E-mail : rinshin@pref.gunma.lg.jp